

狩猟に際しての注意事項

- 1 鳥獣保護管理法に定められた狩猟期間を守り、狩猟を行ってください。特にエゾシカの狩猟期間については、市町村で異なりますので、必ず事前に確認してください。
- 2 法令及び狩猟ルールを遵守し、自己の体調管理に留意して、無理のない狩猟に心がけてください。
- 3 捕獲した鳥獣の^{ざんし}残滓やゴミ等は、市有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。市有林においては^{ざんし}残滓の埋設を禁じます。
- 4 市有林内では職員及び事業者が作業を行っている場合がありますので、十分注意してください。作業の場所や期間については、農林整備課森林振興係までお問合せください。
- 5 法令等を遵守しない又はマナーの悪い場合には、許可を取り消します。